小矢部市障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定に基づき、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況を以下のとおり公表します。

令和3年9月1日

1 計画作成機関

小矢部市(市長部局)、小矢部市議会、小矢部市選挙管理委員会 小矢部市監查委員、小矢部市公平委員会、小矢部市固定資産評価審查委員会 小矢部市農業委員会、小矢部市教育委員会、小矢部市企業

2 評価年度

令和2年度

3 目標に対する達成度

(1) 採用に関する目標

| 目標 | 目標値 | 実雇用率* |
|-------------------|-----------------|--------|
| 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 | 2.5% (法定雇用率) | 2. 32% |

※特例認定による市長部局、教育委員会合算の雇用率

(2) 定着に関する目標

| 目標 | 実績値 |
|------------------|----------------------|
| 不本意な離職者を極力生じさせない | 評価時点において、不本意な離職は生じてい |
| | ない。 |

4 取組内容の実施状況

- (1) 障害者の活躍を推進する体制整備
 - ①組織面
 - ・障害者雇用推進者として総務部総務課長を、障害者職業生活相談員として総務課課 長補佐を選任した。
 - ②人材面
 - ・総務課課長補佐を富山労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員認定講習に派遣し、障害者職業生活相談員の選任に必要な資格要件を取得させた。
- (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出
 - ・障害者である職員の障害の特性や能力、本人の希望等を踏まえた人員配置に努めた。
- (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理
 - ①職務環境
 - ・必要に応じて障害者である職員と面談を行い、障害者が必要とする配慮等を把握し、

対策等を講じている。

②募集・採用

- ・令和2年度の職員採用試験では、障害者を対象とした募集を実施しており、以下のような不適切な取扱いを行わなかった。
 - 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」と いった条件を設定する。
 - |・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

③働き方

- ・障害のある会計年度任用職員については、本人の希望や事情に応じて、無理なく安 定的に働けるような勤務日、勤務時間を設定するなど柔軟な対応に努めた。
- ・利用可能な各種休暇制度については、庁内ネットワークの掲示板等を通じて周知を 図り、利用促進に努めている。

(4) その他

・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害 者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を図っている。

(令和2年度調達実績)

1,015,826 円 (内訳:物品184,598 円、役務831,228 円)